

合同チームについての統一事項

2018年9月の理事会で承認されました合同チームに関する統一事項は次の通りですので加盟チームへの周知徹底をお願いいたします。

目的

- ① 近年団員の減少等を踏まえ、単独で大会参加出来ないチームの選手を一人でも多く試合を経験させる。
- ② レベルの高いチームで個人のスキルアップを図る。

統一事項

- ① 合同チームに加わった選手は、参加した大会期間中他のチームに加われない。
協議会主催大会以外については、上記を問わない。
- ② ブロック内の編成（合同）を基本とし、他のブロックチームに加わる場合は両ブロック長及び協議会競技部長の承認を得る。
- ③ 選手が多数いる場合、数名を他のチームに加え合同チームとすることも可とする。
有力選手数名を他のチームに加え、残った選手で大会参加も可能。
- ④ JFA 全日本 U-12 選手権大会については、全国大会要項で合同チームを認めていないことから、U-12 において合同チームにより大会参加の場合は、優勝しても全国大会出場資格は無く、準優勝チームに資格を付与する。
また、「THFA フジパン CUP U-12 大会」についても合同チームを認めていないことから出場することは出来ない。
「THFA 東北 U-10 サッカー大会 県代表決定戦」「JA全農杯県大会」については合同チームを認めていないことから、出場することは出来ない。
- ⑤ 合同チームは数チームが加わって編成しても構わない。
例・・・3チームで合同1チームを編成し、それ以外にこの3チームが大会に参加することも可とする。また、3チームで合同5チームを編成することも可能。
合同チームを編成した場合、他の単独チーム同様にチーム毎に有資格者、帯同審判を必ず確保し大会等に支障をきたさないようにすると共に、ユニホーム等も全て単独チーム同様に正副2着準備すること、但し、新たに作成する必要は無く、どちらかのユニホームで可能とし、チーム名表記等については、いずれかのチーム名で有れば可とする。
- ⑥ チーム名は合同チームであっても基本的には、協議会登録チーム名とし、複数編成の場合はチーム名の後ろに A,B 等の表記をし、併せて合同チームであることが分かるようチーム名の後ろにカッコ書きで（合同チーム）と表記する。
- ⑦ 合同チームは、協議会主催の下記大会であれば全て出場可能とする。
3年生大会、4年生大会、新人大会、U-12 選手権